平成２２年（フ）第２８１号
山梨県甲府市里吉１丁目６番８号　ジョイフルアペックスＡ－２
債務者　藤城　マリア　アイリン
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
山梨県山梨市大野990番地－Ｃ－602
債務者　松澤　聖子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
山梨県甲府市丸の内３丁目10番６号
債務者　依田　洋造
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
山梨県甲府市丸の内３丁目10番６号
債務者　依田　光代
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
山梨県甲府市国母３丁目６番６号
債務者　鶴味　　大
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
山梨県南アルプス市桃園1194番地
債務者　小林　徳子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３００号
山梨県甲斐市竜王3224番地３
債務者　杉山　広美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
長野県塩尻市大字広丘野村1788番地107
債務者　長澤　岳志
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２９号
静岡県賀茂郡松崎町宮内277番地の２
債務者　須田　常仁
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第３０号
静岡県下田市３丁目24番41号　臼井アパート201
債務者　榎本　安子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第１９４５号
京都市右京区嵯峨野千代ノ道町５番地
債務者　中嶋　満雄
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８９１号
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地29棟305
債務者　藤井　佳子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３５号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地63棟204号
債務者　浅田　　登
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４５号
京都市中京区御池通大宮東入俵屋町182番地コーポジュネス２Ｆ北側
債務者　工藤　祐生
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６６号
京都市下京区花屋町通櫛笥西入薬園町173番地４　ドミノ花屋町508号
債務者　井上英美こと　魏　　英美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８２号
京都府宇治市神明宮西35番地　市営住宅４棟302号
債務者　井上佐登美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３５号
京都市南区吉祥院中河原西屋敷町34番地ヴィラ・デ・リンネ103
債務者　佐藤　正俊
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係